平成２２年（フ）第６号
静岡県掛川市大池1445番地の１　54号棟203
債務者　岡山　良太
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
静岡県掛川市下俣南２―13―20　コーポ宮崎107号、住民票上の住所静岡県掛川市初馬303番地の１
債務者　松田恵理子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
函館市湯川町２丁目29番22―407号
債務者　尾形美津子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０５号
函館市美原３丁目54番６号
債務者　久保　律子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０６号
北海道北斗市中野通477番地の54
債務者　角田　久司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
北海道北斗市中野通477番地の54
債務者　角田　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０９号
函館市亀田港町48番11号
債務者　古家　夕子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１０号
函館市桔梗１丁目19番３号
債務者　岡本アヤ子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
岩手県二戸市上斗米字家ノ上63番地２
債務者　工藤　勝男
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３２号
岩手県久慈市大沢第８地割42番地１　外館貸家１号
債務者　菊地　淳二
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第７７号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原1979番地の２
債務者　小林　康彦
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
函館市栄町11番15号
債務者　相内　健一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
北海道北斗市本町２丁目３番13号
債務者　森澤せつ子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
函館市西旭岡町１丁目31番地11
債務者　表神明麻衣（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
北海道上磯郡知内町字元町24番地
債務者　小原　正直
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
群馬県太田市東長岡町12―16、住民票上の住所群馬県太田市石原町360番地１
債務者　小澤　義明
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2728番地の31
債務者　濱中　　香
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部